

建 び よ う 銃 用 空 包 消 費 計 画 書

1. 作業概要

2. 使用する銃砲等は、下記の事項及び銃砲保持許可証の写しによる。

銃砲所持許可を有する者	使用する銃砲の種類	消費する空包及びびょうの種類

3. 消費内容

(1) 消 費 量 個

(2) 毎月の消費予定量

消 費 地	月	月	月	月	月	月

4. 消費場所において空包を存置する堅固な設備及び店舗等において空包を貯蔵する火薬類庫外貯蔵場所の構造等。

項 目		構 造	施錠措置	備 考		
消費場所	堅固な設備					
店 舗 等 の 貯 蔵	庫外貯蔵場所 (指 示)			指示年月日	番 号	期 間
	(指示しない)			・ ・	第 号の	・ ・ ～ ・ ・

5. 消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、受払い及び消費残数量等をそのつど記録する。

責任者名

6. 危害防止の方法

- (1) 消費する空包に適合したびょう及び銃砲を使用して安全に作業します。
- (2) 空包の消費作業を行うとき若しくは行っているときは、当該作業に必要なものを近づけないよう指示します。
- (3) 人命救助等に従事する者届出済証明書に記載されている者に空包の消費作業を行わせる場合は、銃砲所持許可を有する者が消費前に銃及び空包の取り扱い等について指導を行い、消費中はその者の監督の下に安全に作業します。
- (4) 施工に際しては、必ず安全眼鏡、安全帽、手袋等を着用します。（施工者及び助手）
- (5) その他の消費方法は、火薬類取締法施行規則第56条の3に規定される消費の技術上の基準を遵守して行います。

7. 事故の届出

空包の消費、運搬、貯蔵等において事故があった場合、或いは、空包、許可証等が盗難又は紛失した場合には直ちに警察官（所轄警察署）に届出します。

8. 付近の見取図（消費場所付近の状況が確認できること。）

